調査・検討・決定（つづき）

⑦　申立て類型の検討

■医師の作成した診断書等を参考に、
申立ての類型（後見・保佐・補助）を検討する。

⑧　成年後見人等候補者の検討

■本人の生活環境や意向を汲んで活動できる人（候補者）を検討する。

⑨　市町村長申立て要否の検討・決定

■市町村長申立ての要否について、検討会議（審査会）を開催して
最終的に判断する。

申立準備（約１か月）

⑩　申立て書類の作成等

■申立てに必要な書類（申立書、本人の状況説明書、財産目録、
親族関係図など）を作成する。

家裁での審判（約２か月）

⑪　家庭裁判所への申立て

■本人の住所を管轄する過程裁判所へ申し立てる。
■申請費用（収入印紙、登記印紙、郵便切手及び鑑定費用）を予納する。
※緊急を要する場合には、審判前の保全処分の申立ても併せて行う。

⑫　審理

■調査官による調査（本人、支援者、後見人候補者らも可能な限り同席）
■医師による鑑定（必要な場合のみ）

⑬　審判の確定

■審判書が成年被後見人等に届いてから２週間以内に不服申立てが
なされなければ後見等開始審判の法的効力が確定する。
■家庭裁判所は、東京法務局に審判内容を登記するよう依頼。

後見開始

⑭　後見等の開始

■申立費用について、本人負担の審判が出ている場合は本人へ求償する。
（後見人宛てに納付書を送付する。）
■申立費用について、本人負担の審判が出ていない場合には、
「成年後見制度利用支援事業」の対象となる可能性が高いため、
同制度の案内を行い、成年後見人等からの申込みに基づき
助成手続きを行う。

出典：新潟県社会福祉協議会、成年後見制度市町村申立マニュアル（令和２年３月改訂版），
２０２０、Ｐ．１７～１８を参考に山梨県版に修正しました。